

カジノ管理委員会第133回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和7年8月1日 14時00分～16時55分

2 場所

カジノ管理委員会 12階委員会室

3 出席者

- 佐藤委員長、北村委員、垣水委員、渡委員、石川委員
- 嶋田事務局長、原田次長（監督調査部長事務取扱）、西野総務企画部長、坂井企画課長（議事担当課）、山本依存対策課長（議事担当課）、田村依存対策課企画官（議事担当課）、小林財務監督課長（議事担当課）、関東学院大学天野教授（第2の2（1）の関係者）、東京経済大学上杉教授（第2の2（1）の関係者）、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局岸本参事官（第2の2（2）の関係者）

第2 要旨

1 議決案件

- (1) 特定複合観光施設区域整備法第37条第4項に基づく認定区域整備計画の実施の状況の評価に関する協議について

総務企画部長より、特定複合観光施設区域整備法第37条第4項に基づく認定区域整備計画の実施の状況の評価に関する協議について説明があり、審議・検討した結果、当該協議に対して異議のない旨を回答することを決定した。

2 その他の案件

- (1) カジノ広告勧誘に関する調査の結果概要について

本委託調査の研究チームの代表である関東学院大学の天野教授と研究協力者である東京経済大学の上杉教授より、カジノ広告勧誘に関する文献調査の結果概要について説明があった。

(2) ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について

内閣官房の岸本参事官より、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和7年3月21日閣議決定）に基づく主な取組等について説明があった。

(参考)

- ・特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）

（広告及び勧誘の規制）

第106条 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明をしてはならない。

- 一 虚偽の又は誇大な表示又は説明
- 二 客観的事実であることを証明することができない表示又は説明
- 三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある表示又は説明

2 （略）

3 何人も、二十歳未満の者に対してカジノ事業又はカジノ施設に関して勧誘をしてはならない。

4 （略）

5 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。

- 一 二十歳未満の者がカジノ施設に入場してはならない旨
- 二 カジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係について注意を促すために必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定める内容

6 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、二十歳未満の者に対するその影響及びカジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることのないよう努めなければならない。

7・8 （略）

9 カジノ管理委員会は、第6項の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘をする者に対し、当該広告又は勧誘をするに当たって従うべき指針（次条において「広告勧誘指針」という。）を示すことができる。

以上